平成２３年（フ）第１３７０号
神戸市東灘区深江南町１丁目17番２―108、住民票上の住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番12―1212号
債務者　仲川　勝文
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８９号
神戸市垂水区塩屋町１丁目５番22―703号
債務者　河田小百合
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４号
兵庫県丹波市柏原町柏原５番地１
債務者　谷口　康子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
松江市大庭町1390番地１　八重垣団地５号棟543号室
債務者　原田　恵美
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８号
松江市浜乃木４丁目９番37号
債務者　小林　千尋
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７３号
沖縄県浦添市前田４丁目４番５―102号　レジデンス・クレディ
債務者　下地　和樹
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３１号
北海道岩内郡岩内町字相生252番地の２相生団地77号
債務者　工藤みどり
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第３９３号
青森市古川３丁目７番23号
債務者　工藤みどり
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
愛知県一宮市多加木５丁目21番３号　ヴェールちい202号
債務者　北川　大祐
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４３２号
愛知県一宮市奥町字七丁32番地　グランレイム一宮205号
債務者　山田　香織
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４４９号
愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田40番地２
債務者　櫛田加工所こと　櫛田扇太郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４５０号
愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田40番地２
債務者　櫛田製作所こと　櫛田　光穂
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２７７４号
愛知県半田市岩滑西町５丁目15番地
債務者　安田　孝尚
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８３５号
名古屋市中村区元中村町１丁目54番地
債務者　服部　訓子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８４２号
愛知県小牧市中央５丁目51番地　メゾン栄101号
債務者　成瀬　憲秀
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４９号
山口市黒川859番地12　品田方
債務者　吉田　泰子（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
山口市赤妻町９番２―404号、前住所山口県宇部市野中５丁目５番13―201号
債務者　松下弥千代
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
山口県防府市華浦２丁目12番２―105号　松本アパート
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで　山口地方裁判所民事部破産係